

もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 委託業務名

もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務委託

(2) 仕様

別紙『もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年12月26日までの期間

(4) 上限提案価格

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

本件に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとし、公告日から委託業務契約締結までの間、当該参加資格を有していなければならない。

- (1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和62年訓令第9号)による有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されていること。
- (2) (1)に登録されていない場合、登記事項証明書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)及び納税証明書により参加資格を有することとする。
- (2) 有資格者名簿による指名停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立中または破産手続中でない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないこと。
- (7) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、国又は福島県、桑折町の

機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(8) 本事業の目的に沿った事業が実施できる法人格を持つ団体であること。

4 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となる。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期間を遵守しなかったとき。
- (2) 本実施要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 審査委員会の委員及びその家族、又は審査委員会の委員及びその家族が主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、団体等であるもの。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている団体であること。

5 プロポーザルの日程

項目	日程
実施要領の公表	令和7年3月24日(月)
質問書の提出期限	令和7年3月31日(月)
質問書に対する回答	令和7年4月2日(水)
参加表明書の提出期限	令和7年4月7日(月)
参加資格確認結果通知	令和7年4月9日(水)
提案書等の提出期限	令和7年4月14日(月)
審査会	令和7年4月16日(水)※
審査結果公表	令和7年4月17日(木)※
仕様書協議	令和7年4月23日(水)※
委託業務契約締結	令和7年4月下旬頃※

※審査会参加者数によって変更となることがある。

6 実施要領・委託仕様書の公表及び配布

(1) 公表及び配布時期

令和7年3月24日(月)～4月7日(月)

(2) 公表及び配布資料

- ・もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務委託仕様書
- ・様式集
- ・福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））（以下、交付金という。）交付要綱
- ・交付金実施要綱

(3) 配布方法

桑折町公式ホームページより取得すること。

7 質問書の提出について

(1) 提出期限

令和7年3月31日（月）午後5時

(2) 提出場所

桑折町総合政策課

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

※電子メールによる提出の場合には、電子メール送付後、電話により送付した旨連絡すること。

(4) 提出書類

質問書(様式2)

(5) 質問書に対する回答方法

桑折町公式ホームページより回答する。

(6) 回答日時

令和7年4月2日（水）午後5時予定

8 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時

(2) 提出場所

桑折町総合政策課

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとする。

※電子メールによる提出の場合には、電子メール送付後、電話により送付した旨連絡すること。

(4) 提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・団体概要書（様式3）
- ・暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式4）
- ・登記事項証明書(取得から3か月以内のもの)※有資格者名簿に登録がない場合
- ・財務諸表(貸借対照表、損益計算書)※有資格者名簿に登録がない場合
- ・納税証明書(所管税務署発行の「法人税」「消費税及び地方消費税」についてみ納税額のない証明。取得から3か月以内のもの)※有資格者名簿に登録がない場合

(5) 参加資格確認結果通知

令和7年4月9日（水）に各社宛てに電子メールにて参加資格の有無を通知する。

9 提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時

(2) 提出場所

桑折町総合政策課

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。

※電子メールによる提出は受付しない。

(4) 提出書類

提出する書類については、仕様書及び下記事項を含む内容で作成、提出すること。なお、提出された資料内容は桑折町に帰属するものとし、返却しない。

- ・提案書(実施内容、企画内容等がわかる図又は写真)
- ・業務実施体制（責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等）
- ・過去の類似事業等の実績がわかる資料
- ・業務実施工程表（想定される業務期間スケジュールを表で示すこと）
- ・企画プロポーザル参加者の概要（会社概要、担当者名、連絡先）
- ・事業経費積算書（費用総額を見積もること）
- ・その他、企画提案を説明するのに必要な書類

※任意様式とするが、日本工業規格 A4 判とする。

※提案書について、提案者が特定される表記は行わないこと。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部

(6) 辞退方法

企画提案書を提出した後、参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を令和7年4月15日（火）午前9時までに提出すること。

10 審査会

(1) 実施日

令和7年4月16日（水）

※詳細については、参加資格結果通知とともに参加者に通知する。なお、ビデオ会議ツール等を利用し、遠隔形式で実施する場合もある。

※審査会の参加者が多数の場合は、日程が変更となる場合がある。

(2) 使用機材

審査会当日のプロジェクター、スクリーンは本町が準備する。遠隔形式で実施する場

合、企画提案者が使用する PC 等は各自で準備すること。その他必要な機材等あれば企画提案書提出時に本町へ連絡すること。

※PC とプロジェクターの接続は HDMI 端子での接続を予定している。

(3) 実施方法

プレゼンテーションにより提案内容を発表する。1 者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分とする。

※審査会の参加者が多数の場合は、変更となる場合がある。

(4) 審査方法

ア 審査に際しては、提案者の称号や名称、代表者の氏名等について匿名にて実施する。

イ もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の各委員が評価基準（別表 1）に基づいた評価を行い、合計得点を算出する。

ウ 評価表の合計得点により、審査委員ごとに参加者の順位を決定する。

(5) 選定方法

（4）による順位の平均が最も上位のプロポーザル参加者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。また、順位による平均が同順位の場合は、合計得点の平均点により優劣をつける。合計得点の平均点が同点となる者が 2 人以上あるときは、審査委員会での審議によりその順位を決定し、順位が 1 位の者を受託候補者とする。

なお、合計得点の平均点が満点に対し 4 割に満たない参加者は失格とする。

(6) 審査結果の公表日

令和 7 年 4 月 17 日（水）

※審査会の日程により変動する場合がある。

(7) 審査結果通知方法

桑折町公式ホームページより回答する。

(8) 審査検査の通知事項

通知事項を以下のとおりとする。

(a) 業務の内容

- ①業務名
- ②業務概要
- ③履行期間

(b) 受託候補者

- ①商号及び名称
- ②所在地
- ③評価点

(c) 審査の内容

- ①審査委員会開催日

- ②提案者総数
- ③すべての提案者の商号及び名称(50 音順)
- ④すべての提案者の評価点及び順位(提案者が特定されないよう A 社、B 社等、アルファベット表記にて公開する。提案者が 2 者の場合は、次点者の評価点は公表しない。)

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した業務委託予定者を本業務に係る随意契約の見積もり徴取の相手方とする。なお、業務委託予定者との契約が成立しない場合は、次点の者を本業務に係る随意契約の見積もり徴取の相手方とする。

(2) 仕様書の協議等

業務委託予定者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定したうえで契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

また、契約後の企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、町は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

(3) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限提案価格を越えないものとする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日までとする。

(5) その他

本事業は福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））を活用して実施する。契約等の手続きは、交付金の交付決定後に実施する。同交付金が交付されない場合は事業内容を見直す場合がある。

12 主催及び事務局

(1) 主 催 桑折町

(2) 事務局 福島県伊達郡桑折町総合政策課広報広聴係
〒969-1692
福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7
TEL 024-582-2115 FAX 024-582-2479
E-mail seisaku@town.koori.fukushima.jp

13 その他事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (4) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 本要領に定めない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別表 1) 審査基準及び配点 (100点満点)

評価項目	評価内容		配点
全体評価	事業趣旨の理解	事業内容及び目的を理解し、知識が十分にあるか。	10
	的確性・具体性	実施方法は的確で具体的な内容か。	5
	独自性・話題性	事業内容は独自性があり、新しい視点で町の話題性を生む内容となっているか。	5
	風評被害払拭の推進	桑折町産農産物の魅力を発信し、知名度向上、風評被害払拭につながる内容か。	10
項目評価	テレビ番組の活用	タレント等の選定は効果的に桑折町の魅力を発信できる人物となっているか。また、実施内容は、桑折町の魅力をわかりやすく伝え、来訪につながるものとなっているか。	15
	イベントの企画等	各種イベントが効果的に桑折町の魅力を発信できる内容となっているか。	15
	その他広告媒体による情報発信	発信性・拡散性が高く、効果的な情報発信となっているか。また、情報発信の効果測定、分析方法等は優れているか。	15
	各種取組の連動	各種取組が連動し、桑折町の魅力を発信するために効果的な取組となっているか。	15
事業遂行評価	実施体制 スケジュール	事業を実施する上で、十分な体制となっているか。また、事業を円滑かつ確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	5
	業務実績	本事業に類する事業を行った実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	5

